

保存期間 10 年

通達乙生総第65号

令和 7 年 1 月 29 日

本部内各部課長

警察 学 校 長 殿

各 警 察 署 長

茨城県警察本部長

自転車・原動機付自転車防犯登録票の取扱い等について

自転車及び原動機付自転車の防犯登録票（以下「防犯登録票」という。）については、自転車・原動機付自転車防犯登録票の取扱い等について（令和 3 年 5 月 6 日付け通達乙生総第1403号。以下「旧通達」という。）により、取り扱ってきたところであるが、この度、茨城県自転車二輪自動車商協同組合（以下「組合」という。）において定めた「茨城県自転車等防犯登録実施要綱」が改正されたことから、旧通達の一部を改め、今後は下記により防犯登録票を取り扱うこととしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

記

1 防犯登録票の取扱い

- (1) 自転車及び125cc以下の原動機付自転車の販売を業とする者（以下「販売店」という。）から、防犯登録票のうち乙票（以下「乙票」という。）の提出を受けた警察職員は、自転車・原付車防犯登録票受理簿（別記様式第 1 号。以下「受理簿」という。）に必要事項を記載した上で、速やかに受理簿とともに、乙票を生活安全課長（刑事生活安全課長を含む。以下「生活安全課長等」という。）に送付すること。

この場合において、生活安全課長等は受理簿と乙票を突き合わせ、誤りのないことを確認すること。

- (2) 生活安全課長等は、販売店から自署の生活安全課に乙票の提出があったとき、

又は上記(1)により乙票の送付を受けたときは、警察署長に報告すること。

(3) 上記(2)の報告を受けた警察署長は、自転車・原付車防犯登録票送付書（別記様式第2号）により、当該報告に係る受理簿及び乙票を生活安全部生活安全総務課長（以下「生活安全総務課長」という。）に送付すること。

(4) 上記(3)により受理簿及び乙票の送付を受けた生活安全総務課長は、当該乙票を茨城県防犯協会（以下「防犯協会」という。）に送付すること。

2 乙票に基づく登録データの入力

生活安全総務課長は、乙票に基づいて防犯協会が作成した登録データの送付を受けたときは、当該登録データを点検し、必要があれば補正した上で、茨城県警察情報管理システム等に入力すること。

3 防犯登録に係る協力依頼

警察署長は、警察署管内の全ての販売店に対し、自転車の安全利用の促進、自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）の要旨及び防犯登録の手続を説明するなどし、その理解と協力が得られるよう努めること。

4 その他

組合、販売店、防犯協会における防犯登録票の取扱いについては、組合において定めた別添「茨城県自転車等防犯登録実施要綱」のとおりである。

別記様式第1号

自轉車・原付車防犯登録票受理簿

警察署

課

係

交番

駐在所

[illegible]

			-					
--	--	--	---	--	--	--	--	--

別記様式第2号

発 第 号

年 月 日

生活安全総務課長 殿

警 察 署 長

自転車・原付車防犯登録票送付書

見出しのことについては、防犯登録票受理簿（写）を添えて

自転車防犯登録票 枚

原付車防犯登録票 枚

を送付します。

茨城県自転車等防犯登録実施要綱

第1 目的

この要綱は、自転車及び原動機付自転車（以下「自転車等」という。）の防犯登録（以下「登録」という。）について必要な事項を定め、もってその盗難の予防及び被害品、遺失・拾得物の早期回復を図り、自転車等所有者の財産保護に寄与することを目的とする。

第2 登録業務

- 1 登録業務は、自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則（国家公安委員会規則第12号）に基づき、茨城県公安委員会から自転車の防犯登録を行う者として指定された茨城県自転車二輪自動車商協同組合（以下「組合」という。）が行うものとする。
- 2 組合は、自転車等の販売店（以下「販売店」という。）、茨城県防犯協会（以下「防犯協会」という。）、茨城県警察（以下「警察」という。）、県、市町村その他関係機関団体（以下「警察等」という。）の協力を得て登録業務を行うものとする。
- 3 組合は、防犯登録証（第1号様式。以下「登録証」という。）、防犯登録票（第2号様式。以下「登録票」という。）及び標札等を作成し、直接又は組合支部を通じ販売店に配布するものとする。
- 4 組合は、前項の配布状況を明らかにするため、配布台帳を備え付けておくものとする。

第3 登録の推進

組合は、販売店、防犯協会及び警察等の協力を得て登録の義務化制度の積極的な広報に努めるとともに、すべての自転車等の所有者が所有する自転車の登録をするよう同制度の周知徹底を図るものとする。

第4 登録の対象

登録の対象は道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車とする。なお、自転車防犯登録を行う者の指定に関する規則（国家公安委員会規則第12号）附則第2項に規定する幼児用自転車については、所有者の申し出により行うものとする。

第5 販売店における登録手続

- 1 販売店における登録手続は、組合から委託を受けた販売店が、自転車等の所有者の申し出に基づいて、次により行うものとする。
 - (1) 登録証は、自転車等の車体の立パイプ又はフレーム内の見易い箇所に剥離しないように貼付する。
 - (2) 登録票には所定事項を記入し、登録票のうち甲票（以下「甲票」という。）は所有者に交付し、乙票（以下「乙票」という。）は指定の私書箱宛てに投函又は所轄の所轄の警察署生活安全課（又は係）（以下「警察署」という。）に速やかに提出し、控（以下「控」という。）を保管する。
 - (3) 他店で販売した自転車等について登録の申出があったときは、正当な所有者であることを確かめた後、前各号の手続をする。
- 2 組合加盟の販売店以外の者が登録手続を行おうとするときは、組合に登録を行う販売店の所在地、代表者の氏名等（第3号様式）を届出し、組合から登録手続を受託して行うものとする。

第6 登録の有効期間

登録証及び登録票の有効期間は、登録の日から起算して8年を経過する日までとする。

第7 販売店の業務

販売店の業務は、次のとおりとする。

- 1 勧奨、指導
販売店は、すべての自転車の所有者に対して登録がなされるよう勧奨、指導するものとする。
- 2 新規登録及び登録票の作成
新規登録の申出があったときは、その申込者が自転車等の正当な所有者であることを確かめた後、第5による手続をする。

3 住所等の変更登録

登録自転車等の所有者から住所の変更又は改姓の申出があったときは、甲票を回収して新たに登録票を作成し、甲票は所有者に交付し、乙票は回収した甲票とともに私書箱宛てに投函又は警察署へ提出し、控を保管する。ただし、甲票がない場合には、登録証の登録番号照会等により正当な所有者であることを確かめた後、新たに登録票を作成し、甲票は所有者に交付し、乙票は私書箱宛てに投函又は警察署へ提出し、控を保管する。

4 有効期間満了等に伴う新規登録

登録証の有効期間の満了、剥離、き損若しくは盗難等の理由により登録手続の申出があったときは、有効期間を満了している場合を除き第5項の抹消手続をした後に新規登録の手続を行う。

5 再登録

譲渡、中古車購入等により入手した自転車の所有者が防犯登録手続をする際に、前所有者の登録がなされたままで抹消手続が出来ない正当な事由がある場合は再登録の手続をする。再登録手続を行う場合は、防犯登録証は新旧並べて貼付し、防犯登録票には入手方法、再登録とした理由及び前防犯登録番号を記入し、そのほかは第2項の手続をする。

6 登録の抹消手続

登録自転車等の所有者から再登録、譲渡、売却、廃車又は県外転出等のため登録の抹消の申出があったときは、甲票を回収し、抹消用の登録票を作成し甲票は所有者に交付し乙票は回収した甲票とともに私書箱に投函又は警察署へ提出する。ただし、甲票がない場合は、登録票の登録番号照会等により正当な所有者であることを確認した上、新たに登録票を作成し、甲票は所有者に交付し、乙票は私書箱宛てに投函又は警察署へ提出し、控は保管する。

7 甲票の再交付

登録自転車等の所有者から甲票の盗難、紛失又はき損等の理由により再交付の申し出があったときは、登録証の登録番号照会等により正当な所有者であることを確認した上、登録票を作成し、甲票を所有者に交付し、乙票及び控は有効期間中保管する。

8 防犯登録料の受領

登録手続を行ったときは、登録申込者から第11に定める防犯登録料を受領する。

9 控の保管活用及び処分

- (1) 販売店では控を有効期間中保管しておき、組合又は登録自転車等の所有者から防犯登録番号照会があったときは、これに応ずるものとする。
- (2) 販売店は控への保管期間中、盗難、紛失及び毀損の防止に努めるとともに、登録情報を第三者に漏らすことがないようにその秘守に努めなければならない。
- (3) 保管期間が経過した控は、販売店の責任において溶解又は細断し内容が分からない方法において処分する。

第8 組合及び警察署における登録票の取扱

- 1 組合及び警察署は、私書箱宛てに投函された登録票及び販売店から提出された登録票の誤記、記載漏れ等を点検し、修正した上、組合にあっては防犯協会に、警察署にあっては警察本部生活安全総務課(以下「本部主管課」という。)を経て防犯協会に速やかに送付する。

- 2 登録の抹消手続のため提出されてきた甲票及び抹消手続のために作成された乙票についても第1項のとおり送付するものとする。

第9 登録データの作成

- 1 組合は、登録データの作成を防犯協会に委託する。
- 2 防犯協会は、組合及び本部主管課から送付されてきた登録票の誤記、記載漏れ等を点検し、修正した上、登録データを作成する。
- 3 登録データは、作成の都度、本部主管課に送付するものとする。
- 4 防犯協会は、毎年3月31日の年度末における各販売店の最終防犯登録番号を組合に報告する。

第10 登録手続取扱店の勧奨等

組合は、県内全ての販売店において登録が取り扱われるよう勧奨するものとする。

第11 防犯登録料及び手数料並びに業務委託料

- 1 販売店は、この登録に必要な経費として、登録手続を受けた者から次表に掲げる防犯登録料（非課税）又は手数料を徴収する。

項 目	防犯登録料及び手数料		
第7第2項の新規登録	自転車	1台	800円
第7第4項の再登録	原付	1台	800円
第7第3項の住所等の変更 第7第5項の抹消 第7第6項の甲票の再交付		1台	240円

- 2 組合は、販売店に対し、防犯登録業務委託料として、登録取扱1件につき240円（税込）を支払うものとする。

第12 保証金の返還

組合は、販売店から返還された未使用の登録証及び登録票に係る保証金は次の場合を除き返還しなければならない。

- 1 登録証及び登録票が破損、汚損しているとき。
- 2 未使用の登録証と登録票がセットになっていないとき。
- 3 平成15年4月1日以前に交付した登録証で平成15年3月31日現在未使用の登録証の在庫枚数及び当該登録番号の報告がないとき。
- 4 毎年3月31日現在の登録証の在庫枚数の報告がないとき。
- 5 返還された未使用の登録証に係る保証金受取証が提出されないとき。
- 6 登録済みの登録票（控）の有効期間分が提出されていないとき。

第13 登録証の廃棄処分

- 1 組合は、自転車防犯登録取扱いを中止（廃止）した指定店から返還された未使用の登録証は、原則として廃棄処分とする。
- 2 組合は、廃棄する登録証の返還日、返還者の氏名、登録証番号、枚数及び保証金の額を自転車防犯登録配付台帳に朱書きすること。

第14 防犯登録料の会計処理

- 1 組合は、支部会計及び販売店から保証金の送金を受けたときは、預り保証金として経理すること。
- 2 組合は、次回防犯登録証の受注が生じた時点で防犯登録料が入金したものとして収入に計上し、前項で預り保証金として経理した金額を相殺すること。
- 3 組合は、毎決算期末に支部会計及び販売店に対し、3月31日現在の在庫枚数の報告を求め、預り保証金、防犯登録料収入を調整すること。
- 4 支部会計及び販売店は、登録申出人から防犯登録料を受取ったときは、預り金として経理すること。
- 5 支部会計及び販売店は、発注が生じた時点で前項の預り金を業務委託料（課税売上げ）と相殺し、収益に計上する経理処理をすること。

第15 表彰

組合は、自転車等の登録手続、盗難の防止、被害の回復等について功労のあった組合支部若しくは販売店に対して表彰を行うことができる。

附則

- 1 この要綱は、平成6年7月1日から実施する。
- 2 この要綱は、平成9年10月1日から実施する。（A記号については旧要綱に準ずる）
- 3 この要綱は、平成15年1月31日一部改正、平成15年4月1日より実施する。
- 4 この要綱は、平成15年1月31日一部改正、平成15年4月1日より実施する。
- 5 この要綱は、平成27年4月30日一部改正、平成27年7月1日より実施する。

- 6 この要綱は、令和元年8月26日一部改正、令和元年10月1日より実施する。
- 7 この要綱は、令和4年7月26日一部改正、自転車防犯登録番号「E000001」貼付時より実施する。
- 8 この要綱は、令和6年12月25日一部改正、令和7年4月1日より実施する。